

第71期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成 25年 6月 22日(土曜日)午前 10時

場 所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

目 次

定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	23
1. いちよしグループの現況に関する事項	23
2. 当社の株式に関する事項	32
3. 当社の新株予約権等に関する事項	33
4. 当社役員に関する事項	34
5. 会計監査人に関する事項	37
6. 当社の体制及び方針	38
連結計算書類等	44
個別計算書類等	56

フレド

経営理念

お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける

経営目標

金融・証券界のブランド・ブティックハウス

行動指針

感謝 誠実 勇気 迅速 継続

Long Term Good Relation

社員のために

社員の個性を尊重し人材の育成に努める

いちよし精神

情熱をもって、真摯に努力し続けます。

働きがい

チームワークを重視し、社員の能力・創造性を活かした自由闊達な企業風土を構築します。

株主のために

持続的な業績向上を図り企業価値の増大に努める

株主還元

事業の収益性と財務の健全性を高め、株主への利益還元を図ります。

情報の開示

経営の透明性を確保するために、情報を適切に開示し、IR活動に努めます。

お客様のために

一人、一人の『いちばん』でありたい

お客様第一

常に、お客様の立場に立ち、まごころを込めて、アドバイスを行います。

良質なサービス

社会や市場の変化に対応し、質の高い商品やサービスを提供します。

社会のために

金融・証券市場の担い手として社会の発展に貢献する

社会的責任

法令・諸規則を遵守し、高い倫理観をもって行動します。

社会貢献

企業活動を通じて地域社会と証券市場の発展に貢献します。

証券コード8624
平成25年5月24日

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
いちよし証券株式会社
取締役(兼)代表執行役社長 山崎 泰明

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、**同封の議決権行使書をご持参の上**、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。お手数ですが後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、**平成25年6月21日（金曜日）午後5時まで**に到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（次頁をご参照ください。）より議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日 時** 平成25年6月22日（土曜日）午前10時より
2. **場 所** 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
3. **株主総会の目的事項**

報告事項 1. 第71期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第71期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

第3号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）承認の件

※株主総会終了後、当社役員との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

4. 議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類並びに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.ichiyoshi.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 郵送（議決権行使書）並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

(4) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

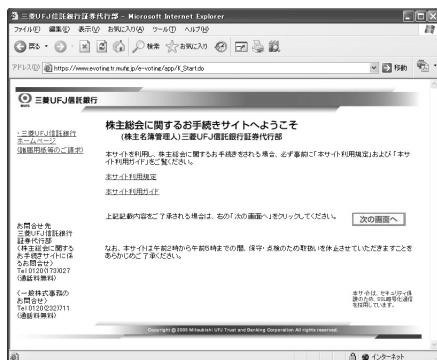
(5) インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

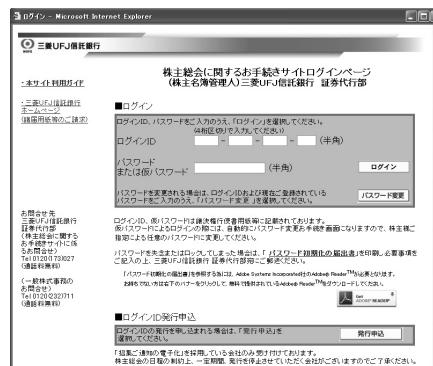
当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

① 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotet.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）



〈議決権行使サイト〉トップページ



〈ログインID、パスワード〉入力画面

- ・パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ・携帯電話による議決権行使は、EZweb、iモード、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- ・ご利用に際して、QRコード読み取り機能を搭載した携帯電話をご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
- ・インターネットによる議決権行使は、平成25年6月21日（金曜日）午後5時まで（但し、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。



（「EZweb」はKDDI㈱、「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「Yahoo!」は米国Yahoo Inc.、「QRコード」は㈱デンソーウェーブの商標又は登録商標です。）

- ② インターネットによる議決権行使方法について
 - ・議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームによる議決権行使が可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき以下の取締役7名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次の通りであります。

1. 武樋 政司 (昭和18年4月13日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和42年4月 野村證券株式会社入社
昭和62年12月 同社取締役
平成2年6月 同社常務取締役
平成5年6月 当社代表取締役副社長
平成7年6月 当社代表取締役社長

平成15年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
平成18年12月 当社相談役
平成19年12月 当社代表執行役社長
平成20年6月 当社取締役(兼)代表執行役社長
平成24年4月 当社取締役(兼)執行役会長(現任)

● 所有する当社株式数 122,400株

2. 山崎 泰明 (昭和35年3月21日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年4月 三洋証券株式会社入社
平成9年10月 当社営業企画部企画課長
平成16年9月 当社執行役 アドバイザーサポート本部長
平成18年8月 当社執行役 管理本部長(兼)リスク管理部長
平成21年8月 当社執行役 財務・企画、システム担当
平成22年4月 当社執行役常務

平成22年11月 アドバイザーサポート本部長
平成23年1月 アドバイザー本部担当
平成23年6月 当社取締役(兼)執行役常務 アドバイザー本部管掌・アドバイザーサポート本部担当
平成24年4月 当社取締役(兼)代表執行役社長(現任)

● 所有する当社株式数 25,200株

た な あみ のぶ たか
3. 田名網 信孝 (昭和26年12月27日生)

● **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和49年4月	野村証券株式会社入社	平成22年6月	当社取締役(兼)執行役専務 アドバイザー本部・アドバイザーサ ポート本部管掌・FA担当
平成8年6月	同社第一企業部長	平成23年1月	当社取締役(兼)執行役専務 投資銀 行本部管掌
平成12年6月	当社執行役員 法人本部副本部長	平成24年4月	当社取締役(兼)代表執行役副社長(現任)
平成14年6月	当社常務執行役員 法人本部長	平成25年3月	投資銀行本部管掌(現任)
平成18年3月	当社執行役常務 インベस्टメン ト・バンキング担当		
平成19年10月	当社執行役常務 アドバイザー本 部・IA・FA担当		

● **所有する当社株式数** **70,500株**

ご き た あきら
4. 五木田 彬 (昭和22年9月20日生)

● **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

昭和53年4月	検事任官 東京地方検察庁(刑事部、 公判部)	昭和62年3月	東京地方検察庁(特別捜査部)
昭和54年3月	水戸地方検察庁	昭和63年3月	検事退官
昭和57年3月	東京地方検察庁(刑事部、特別捜査部)	昭和63年4月	弁護士登録
昭和60年3月	大阪地方検察庁(特別捜査部)	平成6年5月	五木田・三浦法律事務所(現任)
		平成22年6月	当社取締役(現任)

● **社外取締役候補者** (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● **独立役員** (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

五木田彬氏は、下記のとおり3年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。引続き社外取締役として、元検事及び弁護士の専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

● **所有する当社株式数** **0株**

5. 掛谷 建郎 (昭和26年9月13日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月	株式会社日本経済新聞社入社、東京本社編集局証券部記者	平成8年5月	株式会社掛谷工務店入社
昭和62年3月	同社米国ワシントン支局記者	平成8年6月	同社代表取締役社長(現任)
平成3年3月	同社東京本社証券部次長兼編集委員	平成19年11月	茨木商工会議所会頭(現任)
平成8年4月	同社退社	平成21年6月	摂津水都信用金庫非常勤理事(現任)
		平成22年6月	当社取締役(現任)

● 社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● 独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

掛谷建郎氏は、元(株)日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております、引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

● 所有する当社株式数 6,500株

6. 石川 尚志 (昭和34年12月8日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和61年8月	東京大学医学部脳研究所神経内科勤務	平成23年6月	当社取締役(現任)
平成6年5月	大成証券株式会社入社(常勤顧問)	平成23年6月	いちよしビジネスサービス株式会社 監査役(現任)
平成6年6月	同社取締役		
平成9年6月	同社取締役社長	平成23年6月	いちよし投資顧問株式会社(現いち よしアセットマネジメント株式会 社)監査役(現任)
平成23年3月	同社取締役社長退任		
平成23年3月	有限会社エス・アール代表取締役社 長(現任)	平成23年6月	株式会社いちよし経済研究所監査役(現任)

● 社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● 独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

石川尚志氏は、元証券業を営む企業経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております、引続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

● 所有する当社株式数 400株

7. 櫻井 光太 (昭和34年8月20日生)

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年4月	株式会社ダーバン入社	平成14年9月	同社取締役
平成3年10月	センチュリー監査法人入所	平成22年9月	同社取締役退任
平成7年8月	公認会計士登録	平成22年11月	信永東京有限責任監査法人 パート ナー・公認会計士(現任)
平成12年3月	センチュリー監査法人※(現新日本 有限責任監査法人)退所	平成23年6月	当社取締役(現任)
平成12年3月	株式会社デジタルガレージ入社		

※ センチュリー監査法人は、櫻井光太氏の退所後、平成12年4月太田昭和監査法人と合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなりました。平成13年7月、同法人は名称変更し、新日本監査法人(現新日本有限責任監査法人)となりました。従いまして、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人ではありますが、同氏は新日本有限責任監査法人と特別の利害関係はありません。

● 社外取締役候補者 (会社法施行規則第2条第3項第7号)

● 独立役員 (株東京証券取引所の定める、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役)

櫻井光太氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただいております。引き続き社外取締役として重任をお願いするものであります。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

● 所有する当社株式数 6,600株

(ご参考)

定時株主総会後の指名委員会、報酬委員会および監査委員会の構成は以下を予定しております。

指名委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
報酬委員会	武樋 政司 (委員長)	五木田 彬	掛谷 建郎
監査委員会	石川 尚志 (委員長)	五木田 彬	櫻井 光太

第2号議案

取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上への意欲と士気を高めるとともに、優秀な人材を登用することにより健全な経営と持続的に成長する企業になることを目的とし、当社グループの取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2 本株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及びその数の上限

(1)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記(3)により当該新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、当該新株予約権に係

る調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数とする。

(2)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込は要しないこととする。

(3)その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、または当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「払込金額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、下記算式（※¹）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、下記算式（※²）により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

下記算式（※²）において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自

己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

平成27年6月23日から平成35年6月22日までの範囲内で、取締役会において決定するものとする。

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- II. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記I.記載の資本金等増加限度額から上記I.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

⑥新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

$$\text{※1} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

$$\text{※2} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{調整後} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整前} \\ \text{払込金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

⑦当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- I. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- II. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- III. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

- IV. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に上記Ⅲ. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- V. 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- VI. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定する。
- VII. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- VIII. 新株予約権の取得条項
上記⑥に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

1 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社支配に関する基本方針）

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。また、当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その行為の目的等が企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買

収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大規模買付行為の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1)新中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた金融の「ブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、平成24年3月末をターゲットとした「中期経営計画」の数値目標に再度チャレンジする、新中期経営計画「リカバリー・チャレンジ」（計画期間：平成24年4月から平成26年3月末まで）を策定しております。

具体的には、「クレド」を軸に以下の8つの基本戦略を迅速に実行していき、従来の中期経営計画の数値目標に再度チャレンジするものであります。

①経営方針

経営理念「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」

経営目標「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」

行動指針「感謝・誠実・勇気・迅速・継続」[Long Term Good Relation]

②新中期経営計画（リカバリー・チャレンジ）の数値目標

目標の時期	平成26年3月末
預り資産	2兆円
主幹事会社数（累計）	35社
ROE	10%程度

③8つの基本戦略

- I. 「いちよしクレド」徹底の実行 — 永続的な成長のベースになる経営理念
- II. 営業基盤の拡大 — 預り資産の増大
- III. 収支構造の改善の継続 — 株式市場の変動に影響されない収支構造の促進
- IV. 既存ビジネス収益力の厚みの増加 — 中小型株特化の収益力アップ
- V. いちよしグループの総合力アップ — 『トライアングル・ピラミッド経営』の強化
- VI. コンプライアンスの実践 — コンプライアンスは競争力の源泉
- VII. チャネルの多様化 — 地方証券との業務提携
- VIII. 人材の育成 — 人材こそが成長の源泉

(2)コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、経営理念を実現させるべく、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

当社は、平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用しております。当社取締役会においては、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督が行われており、監査委員会においては、独立性を有する監査委員3名による取締役及び執行役の業務執行の監査が行われております。また、当社は、平成17年11月に執行役社長の直属機関として内部監査部

を、平成18年5月には内部統制に関する一元的な管理体制を構築するため、内部統制委員会を設置し、内部統制の整備・充実に努めております。

これらに加え、平成21年2月より、業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、経営上の重要課題として捉えております。

業績連動型の配当方針を基本とし、配当性向をベースとした配当を行っておりますが、利益還元を継続して充実させていくことを目的として、平成20年3月期より新たに純資産配当率（DOE）も勘案して配当金を決定しております。

具体的には、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれが高いものを採用して配当金を決定する方針であります。

なお、平成23年3月期の中間配当より、配当性向（40％程度）は継続し、純資産配当率（D/E）については半期毎に見直すこととしております。

さらに、当社は、従来より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組んでおります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

3 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1)目的

当社は、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から大規模買付行為の目的、内容、将来にわたる経営戦略等について十分な情報が提供され、また、対象会社の経営陣が当該大規模買付行為を検討・評価した上、対象会社としての意見表明や情報提供等を行い、これらの情報を前提に十分な検討の時間を取った上で株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かの判断をなすことができるようにするべきものと考えております。このような必要十分な情報提供と熟慮期間の確保は、自由・公正な証券市場を形成する上で不可欠なものであると考えております。

そこで、当社は、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」を更新し（以下、更新後の対応方針を「本対応方針」といいます。）、特

定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の取得行為、又は特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株券等の取得行為を併せて大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）といたしました。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大規模買付の提案を受けている事実はありません。

(2)大規模買付ルールの概要

当社の定める大規模買付ルールは、まず、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）から当社取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報が提供され、次に、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為の開始を認める、というものです。

- ①大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要等を明示していただきます。
- ②大規模買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要であるとして当社取締役会が定める情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、上記意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として十分でないと考えら

れる場合、必要かつ十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付情報の主な項目は、以下のとおりです。

- I. 大規模買付者及びその特定株主グループの概要
 - II. 大規模買付行為の目的及び内容
 - III. 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏づけ
 - IV. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
 - V. 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、取引先、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
 - VI. 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らして大規模買付行為の適法性についての考え方
- なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役に提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が必要かつ十分になされたと判断した場合には、速やかにその旨及び評価期間が満了する日を開示します。

③当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度等に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、原則として、「対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合」には60日間、「その他の大規模買付行為の場合」には90日間、が当社取締役会及び独立委員会による評価、検討、意見形成、交渉、代替案立案等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始すること

ができるものとします。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会（その詳細については、下記(3)③「独立委員会の設置」をご参照下さい。）に対して伝え、また、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、下記(3)記載のとおり勧告を行うものとします。

(3)大規模買付行為が開始された場合の対応方針

①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動に際しては、必ず独立委員会の勧告を得るものとし、その勧告を最大限尊重し、当社取締役会が対抗措置の発動を決定します。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙記載のとおりとします。なお、実際に新株予約権無償割当てを実施する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、及び取得条項等を設けることがあります。

②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下のⅠ.ないしⅥ.の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- I. 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている判断される場合
- II. 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で大規模買付行為を行っている判断される場合
- III. 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済資源として流用する予定で大規模買付行為を行っている判断される場合
- IV. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をかけさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている判断される場合
- V. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（ただし、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- VI. その他、Ⅰ.ないしⅤ.に準じる場合で、当社の企業価値又は株主共同の利益を毀損し、当社に回復し難い損害をもたらすと合理的な根拠をもって判断される場合

③独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを定めるに際し、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置します。当社第71期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）において、本対応方針について株主の承認を得られた場合の独立委員会の委員は3名とし、その詳細は別紙のとおりとします。独立委員会は、当社取締役会等から受領した大規模買付情報や当社取締役会の意見などの検討等を行い、また、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善するために必要と認めた場合、直接又は間接に、大規模買付者と協議、交渉等を行います。独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、及び対抗措置をとるか否かの判断を行い、当社取締役会に対して勧告を行います。独立委員会は、その判断をするにあたっては、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アド

バイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得たり、当社の取締役、執行役、執行役員、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができるものとします。なお、独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。当社取締役会は、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、大規模買付者に対して対抗措置を講じるか否かの決定を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を講じることを決定した場合、対抗措置の具体的内容等について速やかに情報開示を行います。

(4)株主・投資家に与える影響等

①大規模買付ルール更新時の影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断したり、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することなどによって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためのものです。

従いまして、大規模買付ルールを更新することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上で前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

また、大規模買付ルールの更新時点では、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様あるいは投資家の皆様の権利・利益に具体的な影響が生じることはありません。

②大規模買付ルールに定める対抗措置の発動時の影響等

対抗措置の発動によって、株主の皆様（大規模買付者及びその特定株主グループ等を除きます。）が法的権利の毀損や経済的な損失を被るような事態は想

定しておりません。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てについての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様には、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様当社株式を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令及び金融商品取引所規則に従ってお知らせいたします。

なお、具体的な対抗措置の発動を決議した後であっても、大規模買付者が事後的に大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、当該対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分尊重した上で当該対抗措置を中止する場合があります。この場合には、一株当たりの株式価値の希釈化が生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化を前提として売付等を行った株主又は投資家の皆様は株価の変動により、不測の損害を被る可能性があります。

(5)本対応方針の有効期限

本対応方針については、本株主総会において、株主の皆様のご承認を得られることを条件として更新し、新たな有効期限を、平成26年6月開催予定の定時株主総会終結時までといたします。ただし、本対応方針の有効期限満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本対応方針を廃止する旨の決議がなされたときは、その時点で本対応方針は廃止されるものとします。

4 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2の取組み）について

上記2に記載した企業価値向上への取組みやコーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであり、まさに会社支配に関する基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

(2) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記3の取組み）について

① 上記取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

② 上記取組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の仕事の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由により、本対応方針は、株主の共

同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないと考えております。

- I. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。
- II. 株主意思を重視するものであること
当社は、本対応方針について株主の皆様のご意思を確認するため、本株主総会において本対応方針について株主の皆様にお諮りさせていただきま。また、本対応方針は、有効期限を約1年間としており、毎年株主の皆様にお諮りさせていただきます。
- III. 独立した社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本対応方針において大規模買付ルールを設定するにあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、大規模買付ルールの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。独立委員会によって、当社取締役の行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については株主の皆様が情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

IV. 合理的な客観的要件の設定

本対応方針に基づく大規模買付ルールは、上記3(3)「大規模買付行為が開始された場合の対応方針」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

V. 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

VI. デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

上記3(5)「本対応方針の有効期限」にて記載したとおり、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の解任要件を加重しておりません。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者も含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する「保有株券等の数」をいいます。以下、同じとします。）も加算して計算するものとします。）

又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。）の合計をいいます。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は同法第27条の2第1項のいずれかに規定する「株券等」をいいます。

新株予約権の概要

(1)新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

(3)新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の1個の目的である株式の種類は、当社が現に発行している株式（普通株式）とし、新株予約権の1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの価額は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の価額とします。

(6)新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めの日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、下記(9)②に基づき、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

(7)新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ、ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「非適格者」といいます。）は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する新株予約権も、下記(9)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9)当社による新株予約権の取得

- ①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

独立委員会委員略歴

当社の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

安斎 隆 (あんざい たかし)

【略歴】

昭和16年1月17日生
 昭和38年4月 日本銀行 入行
 昭和60年3月 同行新潟支店長
 平成6年5月 同行考査局長
 平成6年12月 同行理事
 平成10年11月 日本長期信用銀行頭取
 平成12年8月 (株)イトーヨーカ堂顧問
 平成13年4月 (株)アイワイバンク銀行 (現 (株)セブン銀行) 代表取締役社長
 平成22年6月 同社代表取締役会長 (現任)

※ 安斎隆氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

池田 典義 (いけだ のりよし)

【略歴】

昭和15年8月14日生
 昭和38年4月 モービル石油(株) 入社
 昭和46年4月 (株)フジコンサルト (現 (株)アイネット) 代表取締役社長
 平成15年6月 (株)テレビ神奈川社外取締役 (現任)
 平成15年6月 一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会会長 (現任)
 平成18年6月 (株)アイネット代表取締役会長 (現任)
 平成22年3月 (株)相模原ゴルフクラブ代表取締役社長 (現任)

※ 池田典義氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

五木田 彬 (ごきた あきら)

【略歴】

昭和22年9月20日生
 昭和53年4月 検事任官 東京地方検察庁 (刑事部、公判部)
 昭和54年3月 水戸地方検察庁
 昭和57年3月 東京地方検察庁 (刑事部、特別捜査部)
 昭和60年3月 大阪地方検察庁 (特別捜査部)
 昭和62年3月 東京地方検察庁 (特別捜査部)
 昭和63年3月 検事退官
 昭和63年4月 弁護士登録
 平成6年5月 五木田・三浦法律事務所 (現任)
 平成22年6月 当社取締役 (現任)

※ 五木田彬氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はなく、取引関係も一切ございません。

以上

事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

1. いちよしグループの現況に関する事項

(1)経営の基本方針と業務運営体制

①経営の基本方針

いちよしグループは、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」を経営目標に掲げております。経営理念である「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」の下、お客様との信頼関係をベースに、長期間継続してお取引をしていただくために“売れる商品でも、売らない信念。”に代表される「いちよし基準」を堅持しております。お客様に安心して持ち続けていただける商品を提案し、より多くのお客様に最も信頼される証券会社を中心としたグループになることを目指しております。

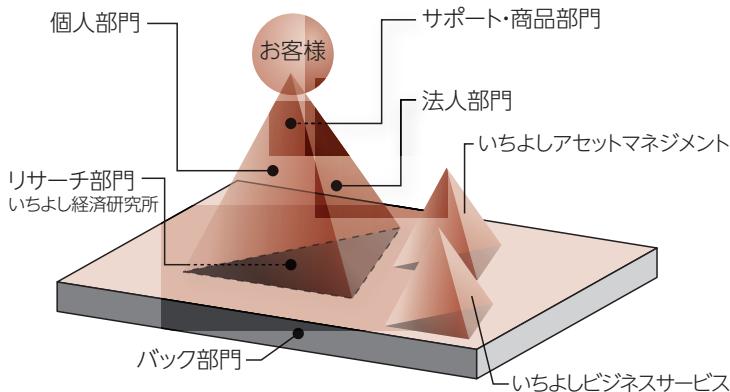
②業務運営体制

いちよしグループの業務運営体制は「トライアングル・ピラミッド経営」を推進しています。

リサーチをベースに個人部門、法人部門、サポート・商品部門の正三角形4面体をバック部門という土台が支えることにより、各部門及び関係会社の機能を最大限に発揮させることを目的とした経営スタイルです。さらに各部門のコ・ワーク（共同業務推進）によるシナジー効果により、お客様により良い商品、より良い情報、より良いサービスをご提供し、その結果として、お客様の大切な金融資産の運用及び中堅企業経営のお役に立つことを目指しております。



いちよし基準



トライアングル・ピラミッド経営

(2)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界の株式市場は、南欧諸国の債務不安再燃や中国経済の先行き懸念などから、6月にかけて大幅に調整されたものの、欧州の政策当局による危機対応策が奏功し、徐々に市場は安定に向かいました。9月には欧州中央銀行（ECB）が南欧債の無制限買い入れ（OMT）の決定や、米国では米連邦準備理事会（FRB）が量的緩和第3弾（QE3）に踏み切るなどの対応により先進国・地域が金融緩和を進めました。その結果、米国の景気回復期待や昨年末以降強まったわが国の金融緩和強化観測などを背景に日米欧の主要国の株価は上昇傾向となりました。

国内の株式市場では、避難通貨としての円買いによる円高から、日経平均株価は6月に年初来安値8,295円を記録するも、衆院解散が事実上決まった11月14日を境に大きく株式市場の潮目が変わりました。政権交代で誕生した安倍新政権の掲げる大胆な金融緩和と機動的な財政政策、成長戦略の実行によるデフレ脱却への期待が高まりました。また、新体制が発足した日銀によるこれまでとは異次元とも言われる金融緩和への期待もあり、当期末にかけて、円安の流れが加速し、株式市場も上昇しました。日経平均株価は3月21日に昨年来高値1万2,635円を記録し、当期末1万2,397円の終値となり、前期末に比べて約2割強の高い水準で終わりました。

新興市場も、新政権による政策期待から当期末に向

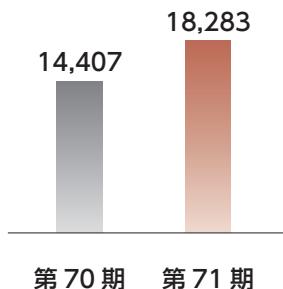
けて上昇し、日経ジャスダック平均株価は3月26日に昨年来高値1,795円を記録し、当期末終値は1,777円で終了しました。東証マザーズ指数も当期末に向けて上昇し、644.05と昨年来高値を記録して当期末を迎えました。

当連結会計年度における東証一日平均売買代金は前連結会計年度比14.9%増の1兆4,998億円、大証ジャスダック市場一日平均売買代金は同49.0%増の294億円となりました。

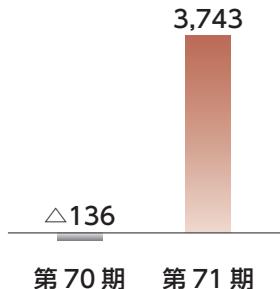
このような環境下、従来から株式営業に注力していたこともあり、当社の株式委託売買代金は1兆3,495億円（前連結会計年度比34.7%増）となりました。また、投資信託については、引き続き高格付けの外国債券を投資対象とする「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド〔愛称：ウィンドミル〕」を始めとした9銘柄の投資信託をお客様の安定的な資産（ベース資産）として位置づけ、販売の中心に据えるとともにマーケットに応じたエクイティシフトを進め、世界の公益株に投資する「ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド」、オーストラリアの高配当株等に投資する「LM・オーストラリア高配当株ファンド」、世界各国のリートに投資する「三井住友・グローバル・リート・オープン」等の販売に注力いたしました。

その結果、投資信託の販売額は、第2四半期からのマーケットの流れを受けて第3四半期、第4四半期と

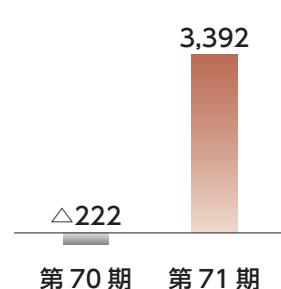
●営業収益（単位：百万円）



●経常利益（単位：百万円）



●当期純利益（単位：百万円）



もに好調に推移しました。特に後半は大幅に販売額が伸び、過去最高の単月販売記録を2ヵ月連続で更新いたしました。

いちよしグループの純営業収益は182億28百万円（前連結会計年度比27.1%増）となりました。一方、販売費・一般管理費は145億97百万円（同1.0%増）となり、経常利益は前連結会計年度の1億36百万円の損失から37億43百万円の利益と大幅に増加いたしました。これにより、自己資本当期純利益率（ROE）は13.4%となりました。

また、当連結会計年度末の預り資産は、1兆4,777億円（前連結会計年度末比16.0%増）となりました。

(3)受入手数料等及び販売費・一般管理費等

受入手数料の合計は168億6百万円（前連結会計年度比29.8%増）となりました。

①委託手数料

株券の委託手数料合計は52億84百万円（前連結会計年度比35.6%増）となりました。

このうち、株式委託手数料に占める中小型株券（東証2部・大証2部、大証ジャスダック、東証マザーズ）の割合は15.2%でした。

②引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

発行市場では、新規公開企業21社の幹事・引受シ団に加入いたしました。また、既公開企業に係る公募・売出しは8社の幹事・引受シ団に加入いたしました（前連結会計年度は新規公開企業11社の幹事・引受シ団への加入、及び既公開企業は主幹事2社を含む10社の公募・売出しの幹事・引受シ団への加入）。

この結果、株券及び債券の引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は2億39百万円（前連結会計年度比42.2%減）となりました。

なお、当連結会計年度末における累計引受社数は869社（うち主幹事29社）となりました。

③募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

投資信託に係る手数料が70億70百万円（前連結会計年度比62.3%増）となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料の合計は70億88百万円（同62.1%増）となりました。

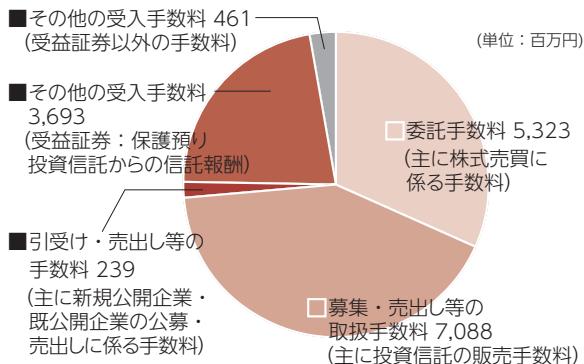
④その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の当連結会計年度末残高が7,003億円（前連結会計年度末比13.9%増）と増加しましたが、期中平均では減少したことにより信託報酬が36億93百万円（前連結会計年度比3.6%減）となり、これにいちよしアセットマネジメントの投資顧問手数料、保険取扱手数料、アンバンドリング手数料及び公開支援等の手数料を加え、41億55百万円（同2.1%減）となりました。

受入手数料の内訳

科目別内訳

当社は投資信託残高の拡大により、安定的な信託報酬を得ることで、株式市場の変動に影響されない収支構造を目指しております。



⑤トレーディング損益

株券等のトレーディング損益は、株式のディーリング部門を6月末で廃止したことにより54百万円（前連結会計年度比76.0%減）の利益となりました。債券・為替等は、2億9百万円（同9.5%増）

の利益となりました。その結果、トレーディング損益合計では2億63百万円（同36.8%減）の利益となりました。

⑥金融収支

金融収益は、信用取引貸付金の増加により1億49百万円（前連結会計年度比1.8%増）、金融費用は、54百万円（同17.9%減）となり、差引き金融収支は94百万円（同18.4%増）となりました。

⑦販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、店舗移転による一時費用や店舗網の増加によるコスト、受入手数料の増加に伴う人件費の増加等により145億97百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。

⑧営業外損益及び特別損益

営業外収益は、1億92百万円（前連結会計年度比137.3%増）、営業外費用は80百万円（同20.4%減）となりました。

特別利益は、投資有価証券売却益63百万円、合併に伴う段階取得に係る差益15百万円等で79百万円（同88.0%増）を計上いたしました。特別損失は、減損損失33百万円、投資有価証券売却損21百万円、固定資産除却損10百万円等で73百万円（同16.5%減）を計上いたしました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は37億49百万円の利益となりました。これに法人税、住民税及び事業税3億76百万円、法人税等調整額22百万円等を加減算した結果、当期純利益は33億92百万円の利益となり、前連結会計年度2億22百万円の損失と比べ36億15百万円の大幅な増益となりました。

なお、商品別の受入手数料の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第23 ・ 4 70 } 24 ・ 3 期	委 託 手 数 料	3,898	0	18	—	3,917
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	414	—	—	—	414
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	15	4,356	—	4,372
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	28	3	3,831	379	4,243
	計	4,341	20	8,206	379	12,948
期別	区 分	株 券	債 券	受益証券	そ の 他	計
第24 ・ 4 71 } 25 ・ 3 期	委 託 手 数 料	5,284	4	34	—	5,323
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	239	0	—	—	239
	募集・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の取扱手数料	—	17	7,070	—	7,088
	そ の 他 の 受 入 手 数 料	30	0	3,693	431	4,155
	計	5,554	22	10,798	431	16,806

(4)財務の状況

①流動資産

前連結会計年度末に比べて80億68百万円増加（前連結会計年度末比30.5%増）し、345億38百万円となりました。これは信用取引資産が38億7百万円増加したこと、預託金が22億27百万円増加したこと、募集等払込金が20億89百万円増加したことなどによります。

②固定資産

前連結会計年度末に比べて15億90百万円増加（前連結会計年度末比20.9%増）し、92億12百万円となりました。これは、投資有価証券の時価の変動に伴い増加したことなどによります。

この結果、総資産は前連結会計年度末に比べて96億59百万円増加（同28.3%増）し、437億51百万円となりました。

③流動負債

前連結会計年度末に比べて50億26百万円増加（前連結会計年度末比51.7%増）し、147億57百万円となりました。これは、信用取引負債が32億43百万円増加したこと、預り金が6億77百万円増加したことなどによります。

④固定負債

前連結会計年度末に比べて6億82百万円増加（前連結会計年度末比88.6%増）し、14億53百万円となりました。これは、繰延税金負債が6億68百万円増加したことなどによります。

⑤特別法上の準備金

前連結会計年度末に比べて5百万円増加（前連結会計年度末比5.0%増）し、1億8百万円となりました。

⑥純資産

前連結会計年度末に比べて39億45百万円増加（前連結会計年度末比16.8%増）し、274億31百万円となりました。これは、配当金8億68百万円の支払い、及び自己株式が66百万円増加した一方で、当期純利益33億92百万円、その他有価証券評価差額金11億33百万円、合併等に伴う自己株式処分差益3億57百万円を計上したことなどによります。

この結果、自己資本比率は62.5%となりました。また、当社の自己資本規制比率は、514.5%となりました。

(5)重要な資金調達状況

該当事項はありません。

(6)重要な設備投資状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は2億80百万円であり、主なものは次のとおりであります。

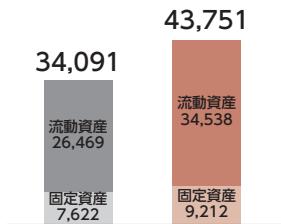
- ・合併時システム移行に伴うソフトウェア等（平成25年3月）
- ・店舗移転に伴う建物附属設備等（平成24年8月～平成25年3月）

(7)重要な企業結合等の状況

当連結会計年度において当社を存続会社とし、大北証券株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。

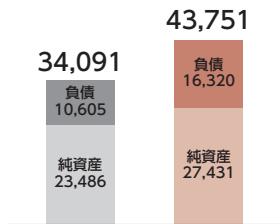
（会社名） 大北証券株式会社
（合併効力発生日） 平成25年3月4日

●資産合計（単位：百万円）



第70期 第71期

●負債・純資産合計（単位：百万円）



第70期 第71期

(8)財産及び損益の状況の推移

	第68期 (21.4.1～22.3.31)	第69期 (22.4.1～23.3.31)	第70期 (23.4.1～24.3.31)	第71期 (当連結会計年度) (24.4.1～25.3.31)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益 (うち受入手数料)	15,744 (13,912)	13,101 (11,567)	14,407 (12,948)	18,283 (16,806)
純営業収益	15,661	13,043	14,340	18,228
経常利益又は経常損失(△)	140	△1,499	△136	3,743
当期純利益又は当期純損失(△)	40	△1,575	△222	3,392
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	0円93銭	△36円12銭	△5円08銭	78円26銭
総資産	37,254	35,607	34,091	43,751
純資産	26,917	24,672	23,486	27,431

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(9)対処すべき課題

いちよしグループの持続的な繁栄を支える「価値基準」として、役職員一人一人に「フレド」を深く浸透させ、「フレド」に沿った行動を実践していくことにより、いちよしブランドの価値を高め、成長の源泉である預り資産の拡大を図って参ります。

リテールのお客様との長期にわたるお取引を基本とし、厳選した金融商品をご提案するとともに、マーケット環境を的確に捉えた資産運用サービスを提供して参ります。具体的には、お客様の投資目的やリスク許容度等に合わせ、総合的なポートフォリオ提案を行い、運用期間中も定期的な情報提供を行うなどアフターフォローに努め、お客様サービスの拡充に努めて参ります。

ホールセールビジネスについては、新興成長企業に対する新規公開業務、引受業務、M&Aのアドバイスなどの投資銀行業務の拡充を図るとともに、企業オーナーの資産管理を通じ、ビジネスの拡大に努めて参ります。

国内外の機関投資家に対しては、当社の強みである成長企業のリサーチ力を活かし、売買代金の拡大に努

めるとともに、ブロック・マッチング取引を強化しトレーディング部門の向上を図ります。

成長戦略の一環として、平成25年3月4日に合併した大北証券（持分法適用関連会社）の店舗を引き継ぎ、大北盛岡支店（岩手県盛岡市）、大北水沢支店（岩手県奥州市）、大北一関支店（岩手県一関市）の計3店舗を開設しました。今後も、経営資源のローカルシフトを行い、販売網の拡大とローカルエリアでのブランドカアップに努めて参ります。加えて、いちよしダイレクト（コールセンター）の機能充実、及び保険募集業務等のサービスを拡大させ、より一層、お客様とのチャネルの多様化を図って参ります。

人材の育成に関しましては、自由闊達な企業風土を目指し、中期的な人材育成の体系づくりを進めて参ります。若手アドバイザー一人一人にベテランアドバイザーをインストラクターとして配置することによる現場力の強化、部支店単位のコンプライアンス会議、及びe-ラーニング研修等によりコンプライアンス力の充実、さらに資格取得を通して専門知識の向上に努めるなど、全職員の育成に力を入れております。

(10)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社いちよし経済研究所	東京都中央区	20百万円	85.0% (12.5%)	情報サービス業
いちよしアセットマネジメント株式会社	東京都中央区	490百万円	97.0% (2.0%)	投資運用業 投資助言・代理業
いちよしビジネスサービス株式会社	東京都中央区	240百万円	100.0%	不動産賃貸・仲介・管理業、事務用品等販売業及び金融商品仲介業

(注)議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(11)主要な事業内容

①株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務から成り立っており、その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

証券取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務

株式の募集又は売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

二. 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

②債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務及び発行市場における引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の業務、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

③投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱業務並びに売買業務から成り立っております。

④証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引の委託取引業務並びに自己取引業務から成り立っております。

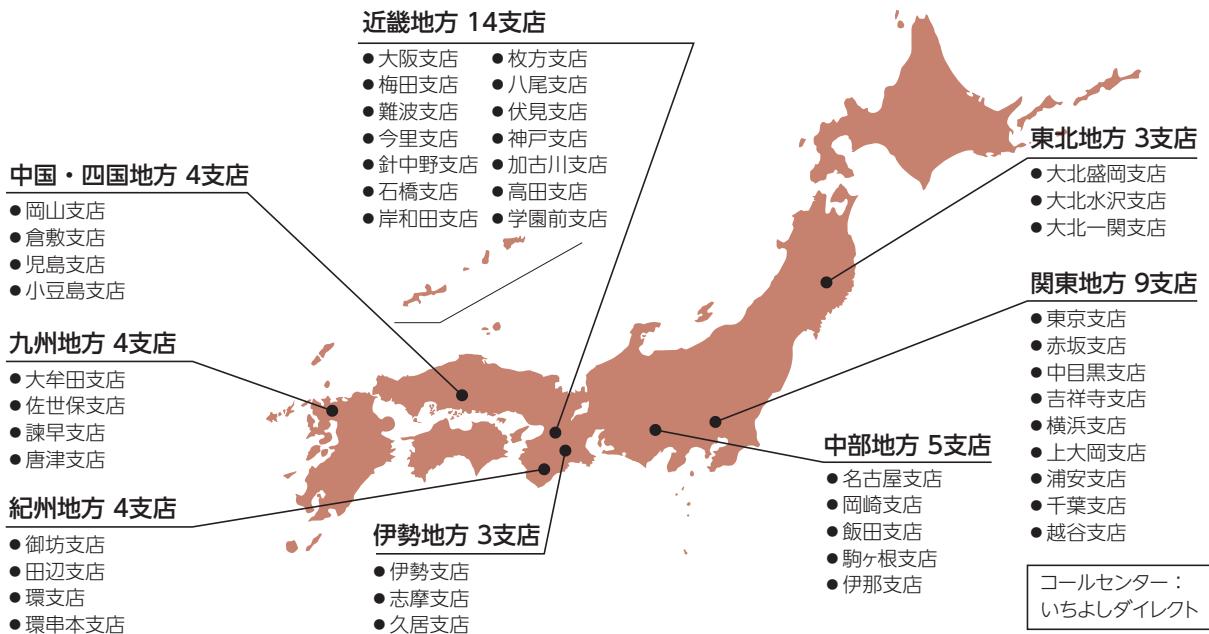
⑤その他の業務

その他の業務は、有価証券貸借取引業務、投資銀行業務、保険業務、顧客紹介業務、金融商品仲介業務、情報サービス業務、投資運用業、投資助言・代理業、不動産賃貸・管理業務、事務用品等販売業務等から成り立っております。

(12)主要な営業所の状況 (平成25年3月31日現在)

①当 社

本 店 東京都中央区八丁堀二丁目14番1号
支 店 46支店



※地方の区分は当社の組織体制に基づいております。

②子会社

- 株式会社いちよし経済研究所 東京都中央区
- いちよしアセットマネジメント株式会社 東京都中央区
- いちよしビジネスサービス株式会社 東京都中央区
- 同 大阪支店 大阪市中央区

(13)従業員の状況（平成25年3月31日現在）

①当社及び当社子会社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減
職 員	男 性	648 名	22 減少
	女 性	286	3 増加
	合 計	934	19 減少
歩 合 外 務 員		3	1 減少

(注)上記のほか、顧問（8名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。

②当社の従業員

区 分		従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
職 員	男 性	586 名	11 減少	43 9 歳 月	13 5 年 月
	女 性	255	増減なし	38 1	8 6
	合計又は平均	841	11 減少	42 0	11 11
歩 合 外 務 員		3	1 減少	67 2	17 5

(注)上記のほか、顧問（7名）、参与（1名）、嘱託（2名）が在籍しております。

(14)主要な借入先及び借入額

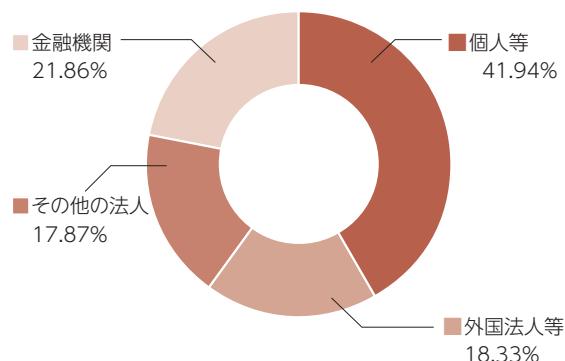
借 入 先	借入金の種類	借入金残高
株 式 会 社 関 西 ア ー バ ン 銀 行	長 期 借 入 金	348
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	長 期 借 入 金	72
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	短 期 借 入 金	120
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	短 期 借 入 金	20
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	20
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	30
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	6,098
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	893

2. 当社の株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 168,159,000株
- (2)発行済株式の総数 44,431,386株(うち自己株式756,676株)
- (3)当事業年度末の株主数 14,035名
- (4)大株主上位10名

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
野村土地建物株式会社	5,298	12.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,797	8.69
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー-505223 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	1,841	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,672	3.82
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 常任代理人 香港上海銀行東京支店	894	2.04
株式会社野村総合研究所	879	2.01
JPMCC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT 常任代理人 シティバンク銀行(株)	758	1.73
いちよし証券従業員持株会	603	1.38
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ユーエスエル ノントリーティ 常任代理人 香港上海銀行東京支店	515	1.17
メロンバンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション 常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部	455	1.04

所有者別分布状況(持株比率)



(注)持株比率は自己株式(756,676株)を控除して算出しております。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、平成24年8月6日開催の当社取締役会決議に基づき、平成24年8月7日、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により、869,700株(発行済株式総数に対する割合1.95%)の自己株式を総額330,486,000円で取得しました。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況

名 称	第6回新株予約権
発行決議の日	平成24年10月29日
新株予約権の数	4,916個
交付された者の人数	当社執行役員 9名 当社従業員 846名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 491,600株
新株予約権の払込金額	払込を要しない。
新株予約権の行使価額	1個につき42,000円
新株予約権の行使期間	平成26年11月14日から平成29年11月13日まで
新株予約権の行使条件	① 権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 ② 新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。 ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。 ④ その他権利行使の条件については、当社と本件新株予約権割当ての対象となる当社の執行役員及び従業員との間で個別に締結する「新株予約権申込通知書兼新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。

4. 当社役員に関する事項

(1)取締役及び執行役の氏名等

平成25年3月31日現在

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(兼)執行役会長	武 樋 政 司	・取締役会議長、指名委員(委員長)、報酬委員(委員長)
取締役(兼)代表執行役社長	山 崎 泰 明	
取締役(兼)代表執行役副社長	田名網 信 孝	・投資銀行本部管掌
社 外 取 締 役	五木田 彬	・指名委員、報酬委員、監査委員 ・五木田・三浦法律事務所(弁護士)
社 外 取 締 役	掛 谷 建 郎	・指名委員、報酬委員 ・株式会社掛谷工務店 代表取締役社長 ・茨木商工会議所 会頭 ・摂津水都信用金庫 非常勤理事
社 外 取 締 役	石 川 尚 志	・監査委員(委員長) ・いちよしビジネスサービス株式会社 監査役 ・いちよしアセットマネジメント株式会社 監査役 ・株式会社いちよし経済研究所 監査役 ・有限会社エス・アール 代表取締役社長
社 外 取 締 役	櫻 井 光 太	・監査委員 ・信永東京有限責任監査法人パートナー(公認会計士)
執 行 役 常 務	高 石 俊 彦	・財務・企画、システム管掌(兼)法務、広報、秘書、引受審査担当
執 行 役 常 務	畑 中 久 人	・業務管理本部、人事研修管掌 ・いちよしビジネスサービス株式会社 取締役 ・いちよしアセットマネジメント株式会社 取締役 ・株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役 常 務	立 石 司 郎	・アドバイザー本部、アドバイザーサポート本部、ラップ・投資分析管掌 ・エチケットマナー向上推進担当(兼)近畿アドバイザー本部長(兼)大阪支店長 ・株式会社いちよし経済研究所 取締役
執 行 役	秋 葉 滋	・法人営業本部担当(兼)機関投資家本部長(兼)トレーディング部長

(注)1.平成25年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
上 席 執 行 役 員	矢 野 正 樹	業務管理本部長
上 席 執 行 役 員	水ノ上 利 幸	投資ストラテジー担当
執 行 役 員	中 尾 勉	中・四国アドバイザー本部長、九州アドバイザー本部長
執 行 役 員	仁 尾 美紀男	中部アドバイザー本部長
執 行 役 員	龍 元 裕 志	法人営業本部長
執 行 役 員	持 田 清 孝	財務・企画、システム担当(兼)システム部長
執 行 役 員	田 中 浩 一	紀州アドバイザー本部長
執 行 役 員	杉 浦 雅 夫	人事研修担当(兼)人事研修部長
執 行 役 員	玉 田 弘 文	アドバイザーサポート本部長(兼)ラップ・投資分析担当
執 行 役 員	佐 藤 一 昭	伊勢アドバイザー本部長
執 行 役 員	小 山 徹	首都圏アドバイザー本部長
執 行 役 員	高 坪 清 彦	アドバイザーサポート本部副本部長
執 行 役 員	高 橋 正 好	投資銀行本部長

- 2.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3.取締役 五木田彬、掛谷建郎、石川尚志、櫻井光太の4氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 4.取締役 櫻井光太氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.平成25年5月1日付で、次のとおり異動がありました。

氏名	異動後の会社における地位	異動後の担当
玉田弘文	執行役員	アドバイザーサポート本部長(兼)ラップ・投資分析担当(兼)ラップ・投資分析部長

(2)取締役及び執行役の報酬等の額

区分	取締役の年間報酬		執行役の年間報酬		合計	
	名	百万円	名	百万円	名	百万円
社内	3	164	4	107	7	271
社外	4	72	—	—	4	72
合計	7	236	4	107	11	344

(3)当事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の報酬委員会による取締役及び執行役の個人別報酬内容の決定に関する方針は、下記のとおりであります。

①基本方針

取締役及び執行役の経営意欲を向上させ、経営能力を最大限に発揮することにより会社業績に貢献することを基本方針とする。

②報酬の内容

当社の取締役及び執行役が受ける報酬は、「月例基本報酬」、「業績連動報酬」、「株式関連報酬」及びその他「金銭以外の報酬」(単身赴任住宅補助等)とする。

③各報酬の決定に関する方針

イ. 月例基本報酬

月例基本報酬は、報酬委員会において、経済情勢、当社の状況、従業員の給与水準、各取締役・執行役の職務の内容等により各々の基本水準を設定し、各役員と面談し経営戦略の実行度、経営貢献

度、業務成績等を評価して、各人の報酬額を決定する。

ロ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、報酬委員会において、経常利益、当期純利益をベースに支給総額を決め、各役員と面談し業績貢献度、職務執行状況を評価して担当職務別及び役位別に各人の報酬額を決定する。

ハ. 株式関連報酬

株式関連報酬は支給に伴う効果等を総合的に考慮の上、個人別に決定する。

ニ. 金銭以外の報酬

単身赴任住宅補助等の金銭以外の報酬については、業務上及び社会通念上必要と判断される場合に支給するものとする。

(4)社外役員に関する事項

①他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ. 社外取締役 五木田 彬

五木田・三浦法律事務所の弁護士であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外取締役 掛谷建郎

株式会社掛谷工務店の代表取締役社長、茨木商工会議所の会頭及び摂津水都信用金庫の非常勤理事であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ハ. 社外取締役 石川尚志

有限会社エス・アールの代表取締役社長であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

ニ. 社外取締役 櫻井光太

信永東京有限責任監査法人のパートナー・公認会計士であります。
当社と当該他の法人等との関係で記載すべき当該事項はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等での出席状況及び発言状況
取締役 (指名委員・報酬委員・監査委員)	五木田 彬	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、18回（95%）、指名委員会3回（100%）、報酬委員会9回（100%）、監査委員会は15回（100%）でありました。主に、元検事及び弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (指名委員・報酬委員)	掛 谷 建 郎	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、指名委員会3回（100%）、報酬委員会9回（100%）でありました。主に、元日本経済新聞社記者及び現企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	石 川 尚 志	社外取締役就任後に開催された取締役会の出席状況は、16回（100%）、監査委員会は12回（100%）でありました。主に、元証券業を営む企業経営者としての専門的な見地からの発言を行っております。
取締役 (監査委員)	櫻 井 光 太	当事業年度に開催された取締役会の出席状況は、19回（100%）、監査委員会は15回（100%）でありました。主に、公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)名称

新日本有限責任監査法人

(2)報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

36百万円

②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

1百万円

③当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3)非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務であります。

(4)解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査委員会の委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員会の委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5)子会社の監査の状況

該当事項はありません。

6. 当社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制は下記のとおりであります。

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会室を設ける。監査委員会室には監査委員会の職務を補助する使用人を配置し、監査業務を補助する。なお、当社は、監査委員会の職務を補助する取締役を特別に配置しない。

②監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役からの独立性を確保するため、監査委員会室の使用人の異動、考課、懲戒処分に関しては、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の承認を得なければならない。

③執行役、執行役員及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役、執行役員及び使用人は、下記の事項を書面若しくは口頭にて監査委員会に報告しなければならない。

イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ロ. 不正行為もしくは定款・法令等に違反するおそれのある事項

ハ. その他監査委員会が報告を求めた事項

④その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査委員会の委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、取締役会への出席のほか、経営委員会に出席する。

ロ. 監査委員長は、内部統制委員会に委員として出席する。

ハ. 監査委員会の委員は、必要に応じその他重要な会

議に出席することができる。

二. 監査委員会の委員は、役職員の職務執行状況、子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

ホ. 監査委員会は、内部監査部門の監査結果について定期的な報告を受けるなど関係を図る。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社各社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を定める。

ロ. 関係会社社長会を開催し、関係会社間の情報共有に努める。

ハ. 監査委員会は、「監査委員会規程」に基づき、子会社の業務に関する調査、又は監査を行う。

二. 内部統制委員会は、「内部統制委員会規程」に基づき、子会社の業務に関する調査を行う。

ホ. 当社の取締役、執行役及び執行役員は、当社及び子会社各社において、目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に報告する。

ハ. 当社及び子会社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を行うため、財務諸表に係る内部統制システムの構築・整備を行い、継続的に評価するとともに、不備があれば必要な是正を行い、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性を確保する。

⑥執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 法令諸規則に準拠した「文書規程」を定め、重要文書の適正な保存・管理を行う。

ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティポリシー」「個人情報保護規程」「個人データの取扱いに関する規則」「情報セキュリティガイドライン」等

諸規程を整備するとともに、その徹底を図る。

⑦損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「リスク管理規程」を定め、リスクカテゴリーごとの責任部署を明確にし、リスク管理体制の整備に努める。

ロ. リスク管理会議を設置し、リスク管理に関する事項について協議・対応するとともに、定期的に状況等について内部統制委員会に報告する。

ハ. 災害発生時のリスクに対応するため、「BCP（事業継続計画）に関する規程」を定め、事業の継続を確保するための体制を整備するとともに、防災教育並びに防災訓練を計画的に推進し、防災意識の高揚を図り、災害発生時等に備え役職員の育成に努める。

ニ. 災害発生時等により、本社の業務体制の維持、継続が困難となった場合等には、BCP対策本部を設置し、被害の軽減化と速やかな業務再開を行う。

⑧執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 業務執行力のより一層の強化と少人数の執行役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入する。

ロ. 取締役会は、執行役の職務分掌と権限等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 取締役会は、事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、これらの状況把握に努める。

ニ. 経営に関する諸問題についての助言・提言を目的とする経営から独立した社外専門家委員会を設置する。

⑨執行役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 執行役及び執行役員は、「経営理念」「経営目標」「行動指針」から成る「クレド」の周知を図り、その遵守を徹底する。

ロ. 「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を

定め、使用人の責任と権限を明確にし、適正に業務が行われる体制の整備に努める。

ハ. 法令諸規則に準拠した社内規程、マニュアル及びガイドブック等を整備し、これらに関し適宜研修を行うとともに周知徹底を図る。

ニ. 内部監査部を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と効率性を確保する。

ホ. 業務に関する法令違反等の未然防止、及び不祥事の早期発見を目的として、内部通報制度を設け運用する。

(2)反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況

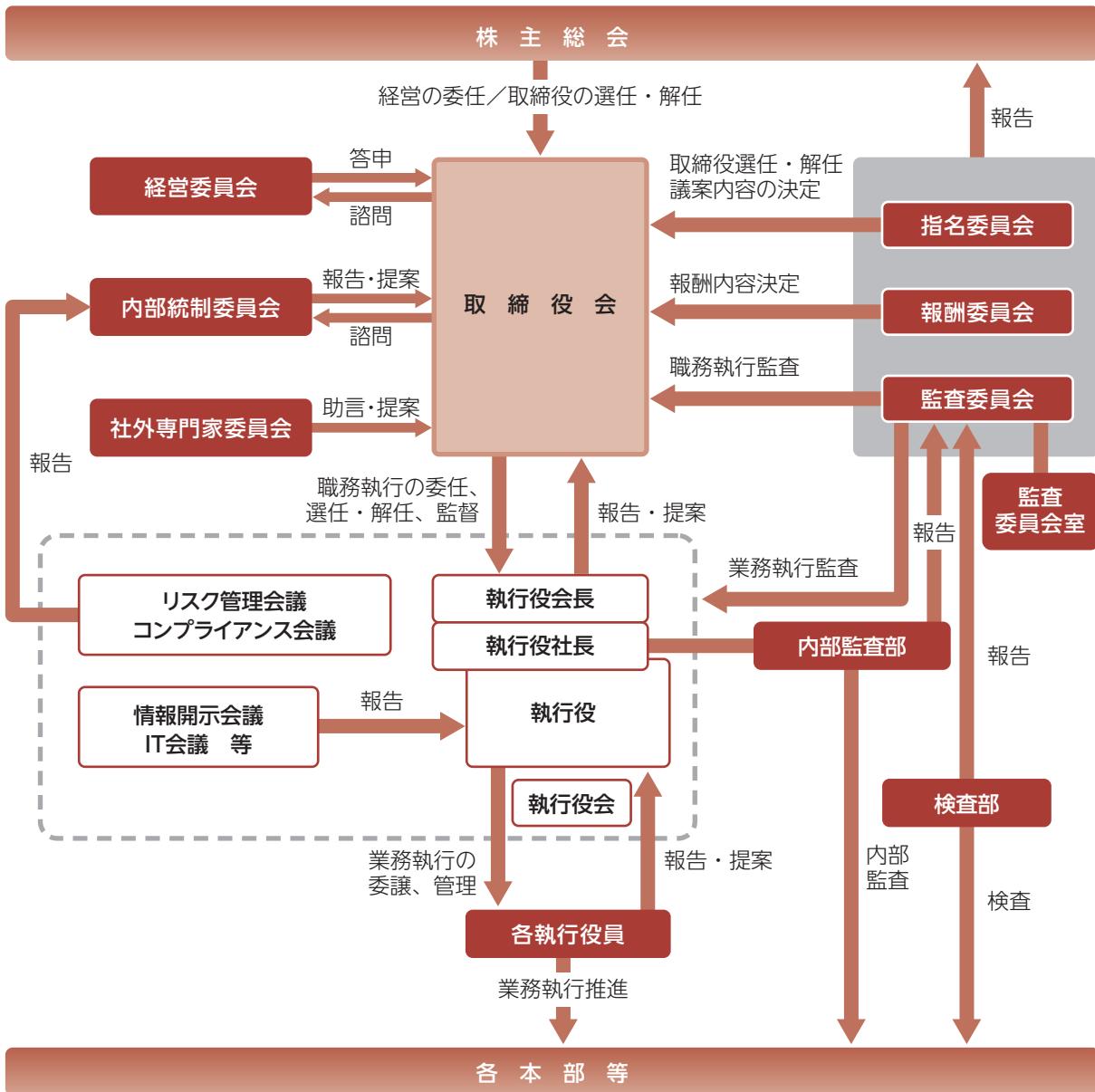
①当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため「反社会的勢力との関係遮断のための基本方針」を策定し公表する。

②当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然たる態度で対応する。

③当社は、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備するため、本社及び各支店において不当要求防止責任者を選任し、必要な講習を受講させるとともに、マニュアル等の配布により周知徹底を図る。

④弁護士、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組むものとする。

ガバナンス体制図



招集（通知）
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類等
個別計算書類等

(3)株式会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、「お客様に信頼され、選ばれる企業であり続ける」ことを経営理念としており、「今までの日本にない証券会社をつくろう」を合言葉に「金融・証券界のブランド・ブティックハウス」となることを目指しています。当社の経営基盤は、お客様との“Long Term Good Relation”に基づくサービスの提供にあり、これを強化することによって中長期的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることができるものと考えております。

そのため、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

従って、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない株式の大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対応措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針実現のための取組み

イ. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成
その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

・中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、従来より取り組んできた金融の「ブランド・ブティックハウス」の土台をより強固なものにするために、平成24年3月末をターゲットとした「中期経営計画」に取り組んで参りました。しかしながら、世界的な景気減速懸念や欧州債務問題、東日本大震災の復旧の停滞等、国内外で世界の経済や金融市場を揺るがす問題が多数発生したことにより、「中期経営計画」は満足できる水準には至りませんでした。

このような経営環境の中、平成24年4月より、「中期経営計画」の数値目標を再度チャレンジする計画期間（平成24年4月から平成26年3月末まで）を2年とする新中期経営計画「リカバリ・チャレンジ」を以下のとおり策定しております。具体的には、預り資産2兆円／主幹事会社数35社（累計）／ROE10%程度を平成26年3月末までの数値目標として掲げております。これらを達成するための具体的な戦略として、「いちよしフレッド」徹底の実行（永続的な成長のベースになる経営理念）、営業基盤の拡大（預り資産の増大）、収支構造の改善の継続（株式市場の変動に影響されない収支構造の促進）、既存ビジネスの収益力の厚み増加（中小型株特化の収益力アップ）、いちよしグループの総合力アップ（『トライアングル・ピラミッド経営』の強化）、コンプライアンスの実践（コンプライアンスは競争力の源泉）、チャネルの多様化（地方証券との業務提携）、人材の育成（人材こそが成長の源泉）に取り組んでおります。

・コーポレート・ガバナンス、株主還元等に関する取組み

当社は、従来より一貫して経営の意思決定の機動性、透明性、業務執行の迅速性、及び業務執行に対する監督強化を図っており、コーポレート・ガバナンスを経営における最優先課題の一つとしております。

平成15年6月より委員会設置会社の制度を採用し、独立性を有する社外取締役4名による執行役の業務執行の監督、内部統制委員会による内部統制の整備・充実に努めております。

また、当社は、株主還元につきましても積極的に取り組んでおり、配当性向（40%程度）と純資産配当率（4%程度）を配当基準とし、それぞれ算出された金額のうち、いずれか高いものを採用して配当金額を決定する方針であります。

なお、平成23年3月期の中間配当より、配当

性向（40％程度）は継続し、純資産配当率（DOE）については半期毎に見直すこととしております。

- ロ. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月15日の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針について（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を、株主総会において株主の皆様からご承認を受けることを条件として更新することを決議し、平成24年6月23日開催の第70期定時株主総会において、本対応方針を更新することの承認を得ております。

本対応方針の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株券等の取得行為等を大規模買付行為と定義し、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。
- ・大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、当社は、大規模買付者から、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただき、その後、大規模買付に関する情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提出していただきます。

大規模買付者が、当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式を対象とする買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間、を当社取締役会及び独立委員会による評価、検討等のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として設定いたします。従って、大規模買付行為は、評価期間の経過後においてのみ開始することができるものと

します。

評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報や、これについての当社取締役会としての意見を、当社取締役会から独立した独立委員会に対して伝えます。これを受けて、独立委員会は、評価期間中に、大規模買付情報や当社取締役会の意見を十分に評価・検討し、また、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議、交渉等をした上、当社取締役会に対し勧告を行うものとします。

- ・大規模買付行為が開始された場合の対応方針
 - i. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、企業価値又は株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権の無償割当てなどの会社法その他の法律及び当社定款が当社取締役会の権限として認める対抗措置を講じることがあります。

- ii. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
 - 当社取締役会は、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

もっとも、例外的に、大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会は、必ず独立委員会の勧告を得た上、その勧告に従い適切と判断する時点において、株主の皆様を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

- iii. 独立委員会の設置

大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社経営陣から独立した委員3名で構成される独立委員会を設置しております。

- ・本対応方針の有効期限

本対応方針の有効期限は、当社第71期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。なお、当社取締役会は、本定時株主総会における株主の皆様への承認を条件に、本対応方針を更新することを決議しております。更新後の本対応方針の有効期限は、平成26年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとなります。

- ③具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ・上記② イ. に記載した取組みについて

当該取組みは、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ・上記② ロ. に記載した取組みについて

i. 当該取組みは、大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、会社支配に関する基本方針に沿うものです。

ii. 当該取組みは、その導入については株主意思を尊重するため、株主総会での承認をその効力発生条件としており、更に、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために独立委員会を設置し、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議

することとしています。従って、当社取締役会は、上記取組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、会社社員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。配当を継続して充実させていくことを目的として、配当性向（40％程度）と純資産配当率（4％程度）を配当基準とし、算出された金額について、いずれか高いものを採用して配当金を決定しております。

なお、純資産配当率の水準については、半期毎に見直すこととしております。

以上の配当方針に基づき、中間配当は純資産配当率（4％程度）、年間配当では配当性向（40％程度）を算出基準として採用しております。その結果、当期の1株当たりの配当金は中間配当10円、期末配当22円の合計32円とさせていただきます。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成24年3月31日現在	平成25年3月31日現在
資産の部		
流動資産	26,469	34,538
現金・預金	10,060	9,644
預託金	3,344	5,571
トレーディング商品	377	343
商品有価証券等	376	341
デリバティブ取引	1	2
約定見返勘定	12	94
信用取引資産	7,749	11,557
信用取引貸付金	7,163	11,232
信用取引借証券担保金	586	325
立替金	8	18
募集等払込金	4,027	6,117
短期貸付金	8	19
未収収益	727	997
繰延税金資産	19	42
その他の流動資産	136	138
貸倒引当金	△3	△6
固定資産	7,622	9,212
有形固定資産	4,224	4,115
建物	1,543	1,444
器具備品	728	670
土地	1,941	1,987
リース資産	11	13
無形固定資産	409	403
のれん	112	128
ソフトウェア	295	273
電話加入権	1	1
投資その他の資産	2,987	4,693
投資有価証券	1,653	3,507
長期貸付金	54	65
長期差入保証金	1,266	1,109
繰延税金資産	6	5
その他	12	15
貸倒引当金	△6	△10
資産合計	34,091	43,751

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	平成24年3月31日現在	平成25年3月31日現在
負債の部		
流動負債	9,731	14,757
信用取引負債	4,384	7,627
信用取引借入金	3,420	6,991
信用取引貸証券受入金	963	636
預り金	3,432	4,110
受入保証金	503	760
短期借入金	210	210
リース債務	3	4
未払法人税等	81	414
賞与引当金	332	559
ポイント引当金	172	—
その他の流動負債	611	1,069
固定負債	770	1,453
長期借入金	459	420
リース債務	8	9
繰延税金負債	1	669
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付引当金	232	290
その他の固定負債	33	28
引当金	103	108
金融商品取引責任準備金	103	108
(金融商品取引法第46条の5)		
負債合計	10,605	16,320
純資産の部		
株主資本	25,250	28,065
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,319	8,676
利益剰余金	2,634	5,157
自己株式	△280	△346
その他の包括利益累計額	△1,841	△708
その他有価証券評価差額金	14	1,147
土地再評価差額金	△1,855	△1,855
新株予約権	43	38
少数株主持分	32	35
純資産合計	23,486	27,431
負債・純資産合計	34,091	43,751

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考)	当連結会計年度
	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
営業収益	14,407	18,283
受入手数料	12,948	16,806
トレーディング損益	417	263
金融収益	146	149
その他の営業収益	895	1,063
金融費用	66	54
純営業収益	14,340	18,228
販売費・一般管理費	14,457	14,597
取引関係費	1,399	1,265
人件費	7,780	7,992
不動産関係費	1,672	1,758
事務費	2,252	2,399
減価償却費	594	446
租税公課	149	162
貸倒引当金繰入れ	0	2
その他	606	569
営業利益又は営業損失 (△)	△116	3,631
営業外収益	81	192
投資事業組合運用益	11	19
投資有価証券配当金	30	141
受取保険金及び配当金	10	12
その他	29	19
営業外費用	101	80
投資事業組合運用損	50	38
持分法による投資損失	34	35
その他	16	6
経常利益又は経常損失 (△)	△136	3,743
特別利益	42	79
投資有価証券売却益	31	63
ゴルフ会員権売却益	0	—
新株予約権戻入益	0	0
貸倒引当金戻入額	1	—
金融商品取引責任準備金戻入	8	—
段階取得に係る差益	—	15
特別損失	87	73
固定資産除却損	5	10
投資有価証券売却損	1	21
投資有価証券評価損	1	—
ゴルフ会員権評価損	—	4
システム解約損失	25	—
和解金	12	—
減損損失	40	33
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	4
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△181	3,749
法人税、住民税及び事業税	54	376
法人税等調整額	△14	△22
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失 (△)	△222	3,395
少数株主利益	0	2
当期純利益又は当期純損失 (△)	△222	3,392

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	前連結会計年度(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,577	14,577
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
当期首残高	8,322	8,319
当期変動額		
自己株式の処分	△3	357
当期変動額合計	△3	357
当期末残高	8,319	8,676
利益剰余金		
当期首残高	3,822	2,634
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△222	3,392
当期変動額合計	△1,188	2,523
当期末残高	2,634	5,157
自己株式		
当期首残高	△256	△280
当期変動額		
自己株式の取得	△62	△389
自己株式の処分	38	322
当期変動額合計	△24	△66
当期末残高	△280	△346
株主資本合計		
当期首残高	26,467	25,250
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△222	3,392
自己株式の取得	△62	△389
自己株式の処分	35	680
当期変動額合計	△1,216	2,814
当期末残高	25,250	28,065

科 目	前連結会計年度(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	14
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13	1,133
当期変動額合計	13	1,133
当期末残高	14	1,147
土地再評価差額金		
当期首残高	△1,860	△1,855
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	—
当期変動額合計	4	—
当期末残高	△1,855	△1,855
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△1,859	△1,841
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18	1,133
当期変動額合計	18	1,133
当期末残高	△1,841	△708
新株予約権		
当期首残高	33	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10	△5
当期変動額合計	10	△5
当期末残高	43	38
少数株主持分		
当期首残高	31	32
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	2
当期変動額合計	0	2
当期末残高	32	35
純資産合計		
当期首残高	24,672	23,486
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△222	3,392
自己株式の取得	△62	△389
自己株式の処分	35	680
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29	1,130
当期変動額合計	△1,186	3,945
当期末残高	23,486	27,431

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 : 3社
主要な連結子会社の名称 :
株式会社いちよし経済研究所
いちよしアセットマネジメント株式会社
いちよしビジネスサービス株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 : 1社
主要な非連結子会社の名称 :
野村不動産マスターファンド投資法人

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、支配が一時的な状況に過ぎないため、連結の対象から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 : 1社
関連会社の名称 : 大北証券株式会社
当社は、平成25年3月4日付で当社を存続会社として、大北証券株式会社を吸収合併いたしました。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社

持分法非適用の非連結子会社の数 : 1社
非連結子会社の名称 :
野村不動産マスターファンド投資法人
支配が一時的であり、かつ、当期純利益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① トレーディングの目的及び範囲

当社グループにおけるトレーディング業務の目的

は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社グループが利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

② トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

③ トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価をもって連結貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項によ

り有価証券としてみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日まで
に取得したもの
旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3年～50年

器具備品：3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前の

リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しております。

④金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては、発生年度に一括して償却しております。

④消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	321百万円
土地	533百万円
投資有価証券	2,181百万円
合 計	3,036百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	210百万円
金融機関借入金	210百万円
長期借入金	420百万円
金融機関借入金	420百万円
信用取引借入金	6,991百万円
合 計	7,621百万円

上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として71百万円、信用取引借入金に対して1,158百万円、先物取引証拠金等の代用として93百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として36百万円、清算預託金の代用として4百万円、清算基金として389百万円を差し入れております。

2.有形固定資産より控除した減価償却累計額

5,067百万円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 44,431,386株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	438	10.00	平成24年3月31日	平成24年5月28日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	429	10.00	平成24年9月30日	平成24年11月26日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	960	22.00	平成25年3月31日	平成25年5月27日

3.当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 190,900株

〔金融商品に関する注記〕

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、及びその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。

これらの事業を行うため、当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっております。

資金運用については、短期的な預金や貸付金によるほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

デリバティブ取引については、主として顧客の資金運用に対応するためのリスクヘッジや、トレーディング業務におけるリスクヘッジ目的で利用しておりません。投機的な取引は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されていますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の資金運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されています。

募集等払込金は、投資信託の募集に伴う投信委託会

社への払込金であり、投信委託会社の信用リスクに晒されています。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループの信用リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターン確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底するとともに、第三者である格付機関の格付ランク、担保の有無等に応じた与信限度額等の設定により適正なリスク管理を行っております。具体的には、信用取引に関する与信管理を各営業部支店、コンプライアンス部、業務管理部で日々行っているほか、財務・企画部、リスク管理室でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

②市場リスクの管理

当社グループの市場リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。具体的には、市場リスク相当額は標準的方式により算出しており、内部統制委員会の下部組織であるリスク管理会議において、状況の把握や確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、リスク管理室において

モニタリングを行い、経営陣その他の関係者に対し報告しております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理に関する社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）をあらかじめ定めるとともに、ロスカット基準などを設けた上で、運用環境、当社財務状況等を勘案し、リスク管理会議において運用枠等の見直しを図っております。また、有価証券を含む投資商品の保有については投資会議規程に基づき決定され、売買を執行する部署から独立したリスク管理担当部署において日常的なモニタリングが行われ、当社の経営陣及び関連部署に日々報告するなどして管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	9,644	9,644	—
(2)預託金	5,571	5,571	—
(3)信用取引貸付金	11,232	11,232	—
(4)募集等払込金	6,117	6,117	—
(5)有価証券及び投資有価証券	2,648	2,648	—
①売買目的有価証券（商品有価証券等）	341	341	—
②その他有価証券	2,307	2,307	—
資産合計	35,214	35,214	—
(1)信用取引借入金	6,991	6,991	—
(2)預り金	4,110	4,110	—
負債合計	11,101	11,101	—
デリバティブ取引※			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	2	2	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	(25)	(25)
デリバティブ取引合計	2	(23)	(25)

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金・預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)預託金 (4)募集等払込金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており

ます。

(3)信用取引貸付金

信用取引貸付金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は店頭基準気配値から提示された価格、受益証券は基準価額によっております。

負債

(1)信用取引借入金

信用取引借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)預り金

預り金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1)為替予約取引

為替予約取引の時価の算定方法については、先物為替相場によっております。

(2)金利スワップ

金利スワップの時価の算定方法については、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	451
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	749
合 計	1,200

(※)上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	626円39銭
1株当たり当期純利益	78円26銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓仁 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよし証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第71期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚 志 ㊟

監査委員 五木田 彬 ㊟

監査委員 櫻井 光 太 ㊟

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	平成24年3月31日現在	平成25年3月31日現在
資産の部		
流動資産	25,790	33,748
現金・預金	9,706	9,201
預託金	3,344	5,571
トレーディング商品	268	234
商品有価証券等	267	232
デリバティブ取引	1	2
約定見返勘定	12	94
信用取引資産	7,749	11,557
信用取引貸付金	7,163	11,232
信用取引借証券担保金	586	325
立替金	8	18
募集等払込金	4,027	6,117
短期貸付金	8	19
前払金	10	9
前払費用	88	75
未収入金	20	64
未収収益	538	786
繰延税金資産	7	4
貸倒引当金	△2	△5
固定資産	7,394	9,067
有形固定資産	3,260	3,171
建物	1,181	1,104
器具備品	718	662
土地	1,352	1,399
リース資産	7	5
無形固定資産	412	353
のれん	114	83
ソフトウェア	295	269
電話加入権	1	1
投資その他の資産	3,721	5,541
投資有価証券	1,474	3,335
関係会社株式	852	969
出資金	1	2
関係会社長期貸付金	30	20
従業員に対する長期貸付金	54	65
長期差入保証金	1,305	1,149
長期前払費用	7	3
その他	4	6
貸倒引当金	△6	△10
資産合計	33,184	42,816

科 目	前事業年度(ご参考)	当事業年度
	平成24年3月31日現在	平成25年3月31日現在
負債の部		
流動負債	9,499	14,473
信用取引負債	4,384	7,627
信用取引借入金	3,420	6,991
信用取引貸証券受入金	963	636
預り金	3,428	4,106
受入保証金	503	760
短期借入金	210	210
リース債務	1	1
前受収益	5	5
未払金	130	377
未払費用	286	466
未払法人税等	76	398
賞与引当金	302	519
ポイント引当金	172	—
固定負債	282	1,005
リース債務	5	4
繰延税金負債	1	669
再評価に係る繰延税金負債	35	35
退職給付引当金	225	283
その他の固定負債	15	12
引当金	103	108
金融商品取引責任準備金	103	108
(金融商品取引法第46条の5)		
負債合計	9,886	15,587
純資産の部		
株主資本	25,097	27,898
資本金	14,577	14,577
資本剰余金	8,319	8,676
資本準備金	3,705	3,705
その他資本剰余金	4,614	4,971
利益剰余金	2,472	4,990
その他利益剰余金	2,472	4,990
繰越利益剰余金	2,472	4,990
自己株式	△272	△346
評価・換算差額等	△1,842	△708
その他有価証券評価差額金	13	1,147
土地再評価差額金	△1,855	△1,855
新株予約権	43	38
純資産合計	23,298	27,228
負債・純資産合計	33,184	42,816

損益計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
営業収益	13,294	17,008
受入手数料	12,733	16,595
トレーディング損益	417	263
金融収益	143	149
金融費用	43	42
純営業収益	13,251	16,966
販売費・一般管理費	13,392	13,436
取引関係費	1,360	1,243
人件費	6,920	7,122
不動産関係費	1,659	1,758
事務費	2,214	2,240
減価償却費	560	416
租税公課	133	148
貸倒引当金繰入れ	—	2
その他	542	503
営業利益又は営業損失(△)	△140	3,530
営業外収益	72	188
投資事業組合運用益	11	19
投資有価証券配当金	31	142
受取保険金及び配当金	10	9
その他	19	17
営業外費用	62	44
投資事業組合運用損	50	38
その他	12	6
経常利益又は経常損失(△)	△130	3,674
特別利益	42	126
投資有価証券売却益	31	63
ゴルフ会員権売却益	0	—
新株予約権戻入益	0	0
貸倒引当金戻入額	1	—
金融商品取引責任準備金戻入	8	—
負ののれん発生益	—	61
特別損失	123	73
固定資産除却損	2	10
投資有価証券売却損	1	21
投資有価証券評価損	1	—
ゴルフ会員権評価損	—	4
金融商品取引責任準備金繰入れ	—	4
関係会社支援損	30	—
システム解約損失	4	—
和解金	12	—
減損損失	40	33
抱合せ株式消滅差損	31	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△211	3,727
法人税、住民税及び事業税	35	337
法人税等調整額	△7	3
当期純利益又は当期純損失(△)	△239	3,386

株主資本等変動計算書(個別)

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,577	14,577
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,577	14,577
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	3,705	3,705
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	3,705	3,705
その他資本剰余金		
当期首残高	4,617	4,614
当期変動額		
自己株式の処分	△3	357
当期変動額合計	△3	357
当期末残高	4,614	4,971
資本剰余金合計		
当期首残高	8,322	8,319
当期変動額		
自己株式の処分	△3	357
当期変動額合計	△3	357
当期末残高	8,319	8,676
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,678	2,472
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△239	3,386
当期変動額合計	△1,205	2,517
当期末残高	2,472	4,990
利益剰余金合計		
当期首残高	3,678	2,472
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△239	3,386
当期変動額合計	△1,205	2,517
当期末残高	2,472	4,990

科 目	前事業年度(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
自己株式		
当期首残高	△248	△272
当期変動額		
自己株式の取得	△62	△388
自己株式の処分	38	314
当期変動額合計	△24	△74
当期末残高	△272	△346
株主資本合計		
当期首残高	26,330	25,097
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△239	3,386
自己株式の取得	△62	△388
自己株式の処分	35	671
当期変動額合計	△1,233	2,801
当期末残高	25,097	27,898
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4	13
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	8	1,134
当期変動額合計	8	1,134
当期末残高	13	1,147
土地再評価差額金		
当期首残高	△1,860	△1,855
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4	—
当期変動額合計	4	—
当期末残高	△1,855	△1,855
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△1,855	△1,842
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13	1,134
当期変動額合計	13	1,134
当期末残高	△1,842	△708
新株予約権		
当期首残高	33	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10	△5
当期変動額合計	10	△5
当期末残高	43	38

(単位：百万円)

科 目	前事業年度(ご参考) (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	当事業年度 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
純資産合計		
当期首残高	24,508	23,298
当期変動額		
剰余金の配当	△965	△868
当期純利益又は当期純損失(△)	△239	3,386
自己株式の取得	△62	△388
自己株式の処分	35	671
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	1,128
当期変動額合計	△1,209	3,929
当期末残高	23,298	27,228

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) トレーディングの目的及び範囲

当社におけるトレーディング業務の目的は、取引所において行う取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行に資すること、取引所以外の取引については公正な価格形成と流通の円滑化を図ることを主目的とし、併せて、時価の変動または市場間の格差等を利用して当社が利益を得ること並びに損失を減少させることを目的としております。

当社のトレーディングにおける取扱商品は、取引所取引では上場株式、新株予約権付社債、株価指数の先物取引やオプション取引、個別株オプション取引、国債証券の先物取引やオプション取引等であり、取引所以外の取引では、株式、債券、新株予約権証券、選択権付債券売買取引、為替予約取引等であります。

(2) トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法を採用しております。

(3) トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券としてみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

イ 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法

ハ 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法

建物以外

イ 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法

ロ 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 : 3年～47年

器具備品 : 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3.引当金及び準備金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額を翌事業年度より費用処理しております。

(4)金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用計上しております。

(2)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法によっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

(3)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しておりますが、金額が僅少なものについては、発生年度に一括して償却しております。

(4)消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(5)連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

投資有価証券	2,181百万円
合 計	2,181百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	210百万円
金融機関借入金	210百万円
信用取引借入金	6,991百万円
合 計	7,201百万円

上記のほか、信用取引の自己融資見返り株券を証券金融会社からの借証券の担保として71百万円、信用取引借入金に対して1,158百万円、先物取引証拠金等の代用として93百万円、取引所等の信託金及び取引参加者保証金の代用として36百万円、清算預託金の代用として4百万円、清算基金として389百万円を差し入れております。

2.有形固定資産より控除した減価償却累計額

4,736百万円

3.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1)短期金銭債権	21百万円
(2)長期金銭債権	91百万円
(3)短期金銭債務	6百万円

4.取締役及び執行役に対する金銭債務

68百万円

5.土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」第3条第3項に定める再評価の方法については、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 △303百万円

6.有価証券等を差し入れた場合等の時価額

(1)信用取引貸証券	819百万円
(2)信用取引借入金本担保証券	6,983百万円

7.有価証券等の差し入れを受けた場合等の時価額

(1)信用取引貸付金本担保証券	11,158百万円
(2)信用取引借証券	323百万円
(3)受入保証金代用有価証券	14,900百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

(1)営業収益	0百万円
(2)販売費・一般管理費	955百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 756,676株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(1)流動資産

繰越欠損金	4百万円
賞与引当金損金不算入額	197百万円
賞与引当金に対する社会保険料相当額	26百万円
未払事業税	57百万円
その他	28百万円
小計	314百万円
評価性引当額	△310百万円
繰延税金資産（流動）計	4百万円

(2)固定資産

繰越欠損金	1,579百万円
投資有価証券評価損否認	130百万円
関係会社株式評価損否認	60百万円
投資事業有限責任組合損失否認	76百万円
退職給付引当金損金不算入額	100百万円
減価償却費限度超過額	41百万円
金融商品取引責任準備金損金不算入額	38百万円
ゴルフ会員権評価損否認	67百万円
電話加入権評価損否認	23百万円
その他	96百万円
小計	2,216百万円
評価性引当額	△2,216百万円
繰延税金資産（固定）計	一百万円

繰延税金資産合計 4百万円

繰延税金負債

固定負債	
その他有価証券評価差額金	△669百万円
繰延税金負債（固定）計	△669百万円

繰延税金負債合計 △669百万円

繰延税金負債の純額 △665百万円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1.リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額（器具備品等）

取得価額相当額	3百万円
減価償却累計額相当額	2百万円
期末残高相当額	0百万円

2.未経過リース料期末残高相当額

1年以内	0百万円
------	------

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	622円56銭
1株当たり当期純利益	78円10銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

【その他の注記】

・減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

支店	赤坂支店	難波支店	千葉支店	児島支店	計
場所	東京都港区	大阪府大阪市	千葉県千葉市	岡山県倉敷市	
用途	営業用店舗	営業用店舗	営業用店舗	営業用店舗	
建物	8	10	7	2	29
器具備品	0	1	1	0	3
計	9	11	8	3	33

当社のグルーピングは、管理会計上で区分した部及び支店をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングを行っております。また、本社、寮、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としてグルーピングを行っております。

児島支店は営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後の業績見込みも不透明であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

赤坂支店、難波支店、千葉支店は店舗移転に伴う用途変更のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額はいずれも使用価値により測定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの見込みが不透明なため、備忘価額1円として評価しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月8日

いちよし証券株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓仁 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、いちよし証券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第71期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、執行役等及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集と監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月14日

いちよし証券株式会社 監査委員会

監査委員長 石川 尚 志 ㊟

監査委員 五木田 彬 ㊟

監査委員 櫻井 光 太 ㊟

(注)監査委員石川尚志、五木田彬及び櫻井光太は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図



東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール
電話：03-3667-1111(代表)

交通機関

- 東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結(A4出口)
- 東京メトロ日比谷線「人形町駅」A1出口より徒歩7分
- 都営浅草線「人形町駅」A3出口より徒歩9分



※会場には本総会専用の駐車場の用意はございませんのでご了承ください。

いちよし証券株式会社
東京都中央区八丁堀二丁目14番1号

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

